

助成金申請書類作成の手引き

令和6年度
電気自動車等の普及促進事業
(EV・PHEV外部給電器)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル17階

Eメール: mobility@tokyokankyo.jp

ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～17:00(12時～13時までは除く)

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者(交付要綱第3条参照)	4
2.2 助成対象機器(交付要綱第4条参照)	5
2.3 助成対象経費(交付要綱第5条参照)	7
2.4 助成金額(交付要綱第6条参照)	7
2.5 リース契約	7
3 交付申請	8
3.1 申請手続き(交付要綱第7条参照)	8
3.2 申請方法	9
3.3 申請にあたっての留意事項	10
4 変更・処分	11
4.1 軽微な変更	11
4.2 処分の制限(交付要綱第17条参照)	12
4.3 処分の手続き	12
4.4 その他	15
5 提出書類	19

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象給電器を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

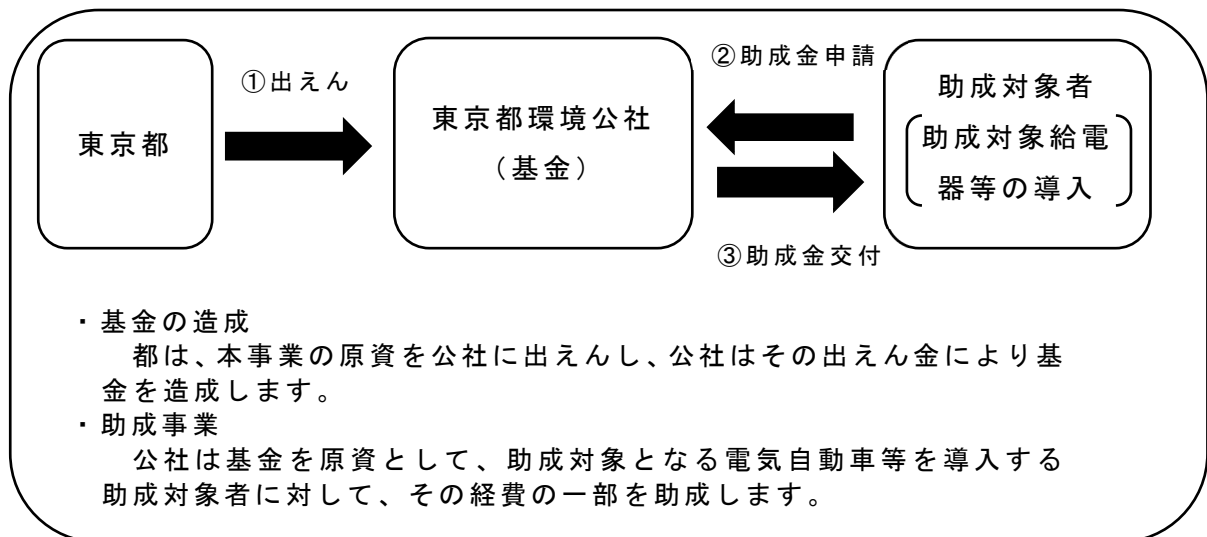
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

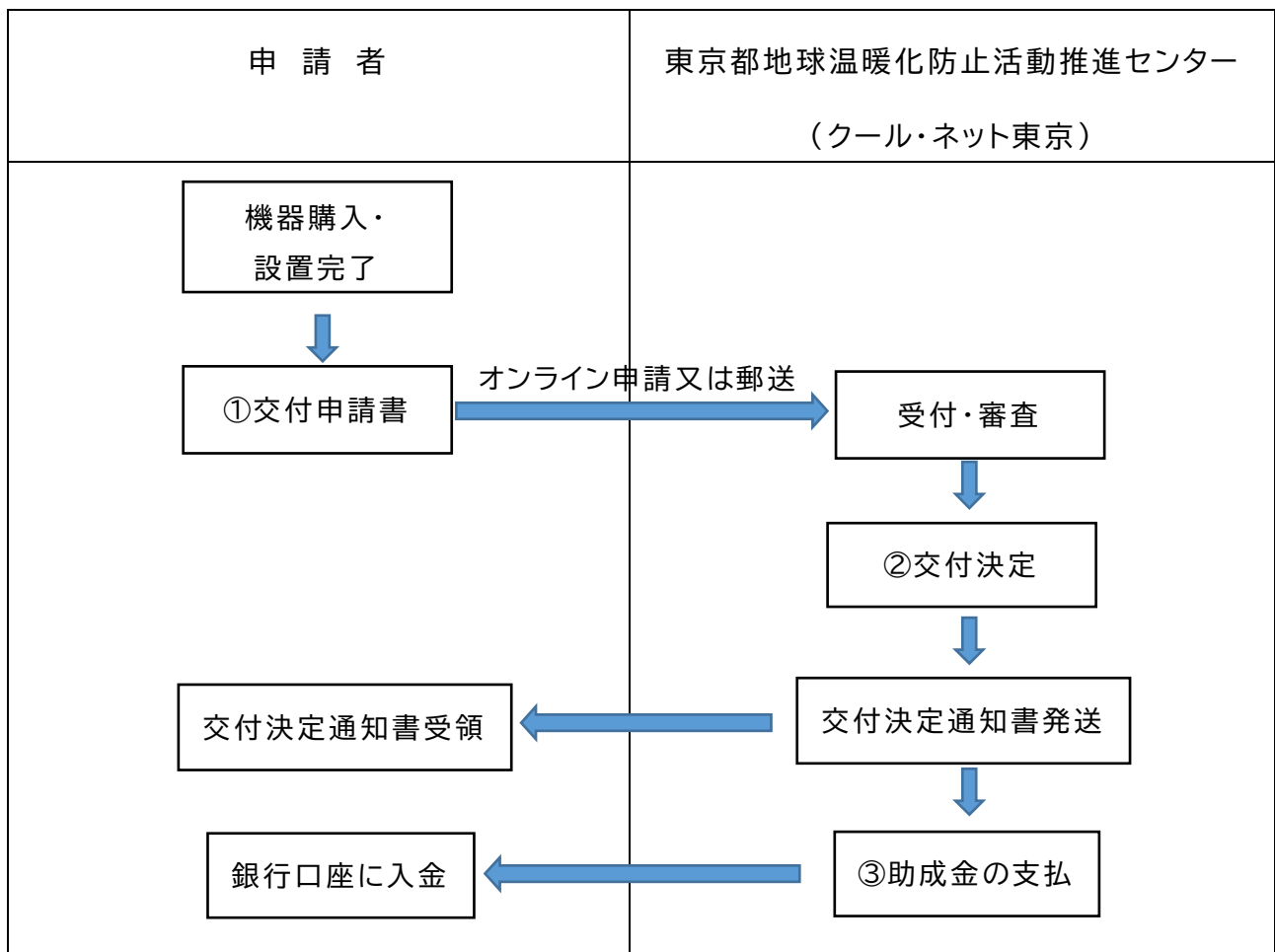
1.1 目的

電気自動車等の普及促進事業(以下「本事業」という。)とは、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が、都内の個人、事業者等が電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)や外部給電器(V2L)を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ① 申請者は、助成対象機器を購入し設置完了後、購入より1年以内に申請を行ってください。(申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。)ただし、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず購入日から1年以内に提出が難しい場合は、ご連絡ください。
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

2 助成内容

2.1 助成対象者(交付要綱第3条参照)

(1) 助成対象者の種別及び要件

種別	要件(申請日時点)
①個人	・都内に居住していること(住民票を有すること) ・下記②の個人事業主でないこと
②個人事業主	・都内を住所地として個人事業の開業を届け出ていること
③法人	・都内を住所地として、法人設立または支店等設置を届け出ていること
④リース事業者	・上記①～③の者とリース契約を締結したリース事業者 (リース契約についての詳細はP6)

※都内在住期間の要件はありません。

リース契約を締結した①～③の者についても契約内容により申請が可能です。
(詳細はP7)

※特別な事情により都内に住民票がない場合は、ご連絡ください。

(2) ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・国及び地方公共団体
- ・税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

(3) 外部給電器の使用対象となる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車があり、自動車検査証の記載が以下の要件を満たす必要があります。

- ・所有者または使用者が助成対象者(リースの場合は貸与先)であること
- ・使用の本拠の位置が東京都内であること

※使用対象が燃料電池自動車の場合は、「燃料電池自動車用外部給電機器の普及促進事業」で申請してください。

2.2 助成対象給電器(交付要綱第4条参照)

- ・購入された日において、CEV補助金(※)の「外部給電器」の対象機種になっていること。
CEV補助金の対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター
トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

補助対象機器

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l.pdf/R5ho/R5ho_v2l_meigaragotojougen.pdf

※ CEV補助金:経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」

(令和6年9月10日時点)

メーカー名	型式
オリジン	MV2B-35-RF
オリジン	MV2V-10K-BC
豊田自動織機	EVPS-L1
ニチコン	VPS-4C1A
ニチコン	VPS-3C1A-Y
ニチコン	VPS-3C1A-B
本田技研工業	EBHJ
本田技研工業	EBNJ
三菱自動車工業	MZ604775

- ・令和7年3月31日までの間に購入されたものであり、かつ、購入日から申請受付日までの期間が**1年以内**であること。

※申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。

- ・新品であること。

- ・助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した機器であること。または、助成対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。

- ・都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

※本助成金においては、都の外部給電器以外の装置に対する助成金や、都以外の補助

金・助成金の受給については、助成金額の上限額の範囲内であれば併用可能です。制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

併用できる補助金・助成金の例

- ・CEV補助金（経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金）

併用できない助成金の例

- ・東京都 燃料電池自動車の普及促進事業

- ・都内に設置し、または主として都内で使用される外部給電器であること。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成対象経費 = 外部給電器本体の購入費又はCEV補助金における
「センター承認本体価格」（いずれか低い金額）

- ・オプション等の諸費用、消費税は含みません。
- ・本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費とします。
- ・助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分が含まれる場合、利益等相当分を排除した額を助成対象経費とします。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金額 = 助成対象経費 $\times \frac{1}{2}$
(上限40万円、千円未満切り捨て)

※国・区市町村等の補助金を併用する場合は、

助成金額 = 助成対象経費 $\times \frac{1}{2}$ -
国・区市町村等の補助金額(千円未満切り捨て 上限40万円)

【例】本体価格120万円(税抜き)の外部給電器を購入した場合、
東京都助成のみ: 120万円 $\times \frac{1}{2}$ = 60万円 → 上限適用で40万円
国補助金併用: 120万円 $\times \frac{1}{2}$ - 国補助金30万円 = 30万円

2.5 リース契約

- ・申請者および助成金の支払先は、リース事業者です。
- ・助成対象給電器のリース契約の締結完了後に助成金の申請を行ってください。
- ・リース使用者(貸与先)に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している契約書の写しが必要となります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの(国補助(CEV補助又は環境省補助等)やその他の助成金)で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含まれます。
- ・契約書に月々のリース料金から助成金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)」を提出してください。
- ・転リースでも申請できます。

3 交付申請

3.1 申請手続き(交付要綱第7条参照)

(1)申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和6年度受付期限 令和7年3月31日(月曜日)17:00必着

助成金の交付申請は、助成対象機器を購入した後、P18以降に記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までにオンライン申請又は郵送により提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

(2)助成申請可能台数

- ・使用対象となる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車1台につき、外部給電器1台のみ申請できます。
- ・1回の申請で複数の外部給電器をまとめて申請できます。
(ただし、申請者がリース事業者で貸与先が外部給電器ごとに異なる場合は、まとめて申請できません。貸与先ごとに申請を分けてください。)

(3)不備の連絡先

申請種別		連絡方法
購入	交付申請書の、「販売店担当者が助成金申請に関する一切の窓口となることを希望する」欄にチェックを入れた場合	一切の連絡を販売店担当者に連絡します。(※)
	上記の欄にチェックを入れなかった場合	申請者(法人は事務担当者)に連絡します。
リース		一切の連絡をリース事業者の事務担当者に連絡します。

(※) 手続代行について(交付要綱第8条4～6)

4 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象自動車等を販売する者等に対して依頼することができる。

5 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、当該依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。

6 会社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

3.2 申請方法

- ・オンライン申請が可能ですので、下記の事業ページへアクセスのうえ、ご利用ください。
- ・オンライン申請ご利用の際は、画面の指示に従い必要事項を入力してください。また提出書類を画面上で添付できますので、事前に公的書類等の提出書類をデータ化(スキャン、スマートフォン等で撮影)しておくことをお勧めします。

<事業ページ(オンライン申請、様式ダウンロード)>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

※PC 環境等によりオンライン申請をご利用いただけない場合は郵送でご申請ください。

- ・申請様式は上記事業ページからダウンロードできます。日本産業規格A4の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・申請様式は日本産業規格 A4の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・郵送の場合は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・FAXや電子メールによる申請書類の提出は受付しておりません。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れて下さい。
- ・封筒の表に「**外部給電器(EV・PHEV)助成金 申請書在中**」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

◇申請書の送付先

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル17階
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) モビリティチーム 宛

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・手書きしていただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・申請者名および金額の訂正は、二重線見え消しの上、フルネームで署名または申請者欄と同一の印を押印してください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません

【車両関係】

- ・申請前に機器または車両を処分(※)している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。
- ・リース契約期間が処分制限期間(※)より短い場合の申請の可否については、リース契約満了後の予定等により異なりますので、ご連絡ください。

(※)処分及び処分制限期間については、「4.2 処分の制限」を参照ください。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には審査対象から除外させていただきます。

4 変更・処分

4.1 軽微な変更

(1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります(変更後の事後届出になります。)

- ・申請者の名前の変更(法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など)
- ・申請者の住所変更
- ・使用対象となる自動車の車検証の記載情報の変更
(継続検査、構造等変更検査、自動車重量税変更等の備考欄記載事項変更は、届出不要です。)
- ・助成対象機器の設置場所住所の変更
- ・リース契約に関する変更(同一貸与先への再リースなど)

(2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これらを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ・助成対象者の「都内」における要件を満たすこと。
- ・助成対象機器の設置場所住所が都内であること。
- ・使用対象となる自動車の車検証の「使用の本拠の位置」が都内であること

(3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・変更が確認できる公的書類の写し

4.2 処分の制限(交付要綱第 17 条参照)

(1) 助成金を受領した外部給電器には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡(売却、下取り、廃車のための引渡)	車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更(解約後の譲渡・廃車を含む)	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

(2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

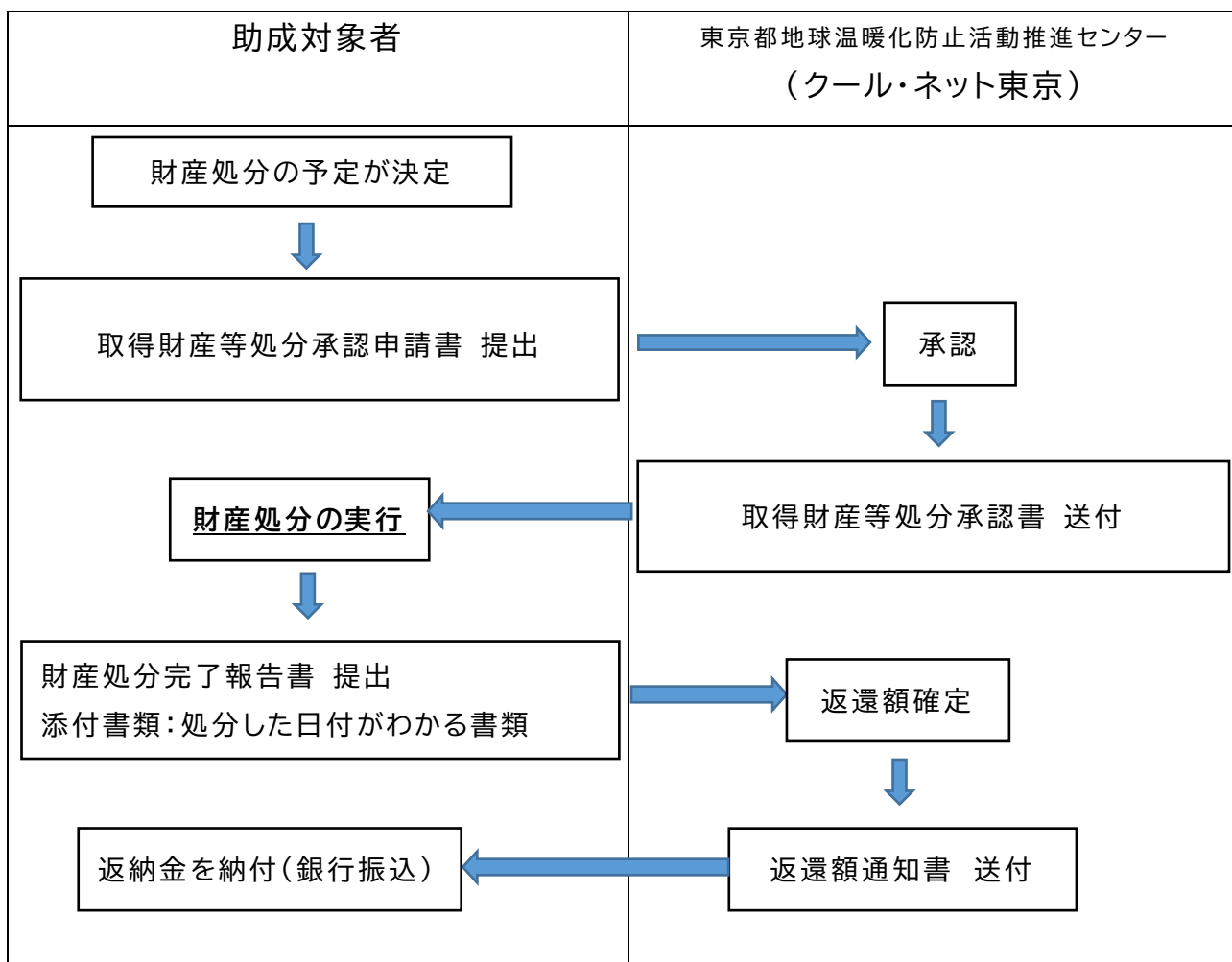
区分	処分制限期間
外部給電器	3年(36ヶ月)

※処分制限期間は、購入日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

4.3 処分の手続き

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に助成対象を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- ・「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードしてください。
- ・承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。

(2) 処分制限期間内に外部給電器を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

経過期間は、購入日から所有権移転日(売却の場合は引渡日)までの月数で計算します。たとえば、10日に供用開始した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算して36ヶ月となります。

(3) 以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分承認後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により使用不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が機器の現在簿価を上回ることの証明
申請者死亡により2親等以内の親族が機器を相続し、引き続き使用する(相続人が都内等の助成要件を満たす)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の除籍を証明する書類 ・申請者と相続人の続柄を証明する書類 ・変更後の車検証
リース解約によりリース事業者が機器を保管する(リース事業者自身が都内等の助成要件を満たす) *リース事業者が申請者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・リース解約が確認できる書類 ・リース事業者が助成要件を満たすことの確認書類
リース貸与先変更(新貸与先が都内等の助成要件を満たす) *リース事業者が申請者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・リース解約・承継が確認できる書類 ・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クール・ネット東京が指定した書類

4.4 その他

本助成金は、東京都の公的資金を財源としており社会的にその適正な執行が強く求められていることを踏まえ、本手引きに記載のない事項や、疑義が発生した場合は、東京都と協議の上、決定します。

(交付要綱より抜粋)

(申請の撤回)

第10条 被交付者は、第8条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定をうけたもの(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

4 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(不正手続き等に対する措置)

第12条の2 公社は、助成対象者又は手続代行者(以下本条において「助成対象者等」という。)が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成対象者等に対し、次の措置を講じることができる。

- 一 第8条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第14条の規定による違約加算金の納付
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(本助成金の返還)

第13条 公社は、被交付者に対し、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第6号様式)を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第15条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第14条 公社は、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第15条 公社は、被交付者に対し、第13条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する

(他の助成金等の一時停止等)

第16条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分の制限)

第17条 被交付者は、取得財産(助成事業により取得し、又は効用を増加した財産。以下同じ。)を処分(本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること。以下同じ。)又は移転(都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。以下同じ。)をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第4に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(第7号様式)を公社に提出しなければならない。

3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。

4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書(第8号様式)により、行うものとする。

5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3 2に定める方法により算出した返還額(以下「返還金」という。)を請求するものとする。

6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第18条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 被交付者は、前項の書類について、第8条第1項の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から別表第4に掲げる処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかななければならない。

(調査等)

第19条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第20条 社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第21条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

一 第7条第1項並びに第5項の規定に基づく本助成金の交付申請

二 第17条第2項の規定に基づく取得財産等の処分承認申請

5 提出書類

助成対象者の種別（個人、個人事業主、法人、リース事業者）に応じて提出書類が異なりますので、以下ご参照のうえ、必要書類をご提出ください。

- (1) 共通（助成金を申請する皆様が提出の必要がある書類です。）
- (2) リース契約を締結した個人等が申請する場合
- (3) 申請者がリース事業者の場合の追加書類
- (4) 申請者（リースの場合は貸与先）が法人で、当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している場合の追加書類

【共通】

No.	提出書類		備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	・ホームページからダウンロード
2	請求書等	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書、納品請求書、注文書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・CEV 補助金の対象機器一覧に記載されているメーカー名・型式が確認できること。 ・機器本体価格が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。
3	領収書等	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名が申請者と同一名義であること。 ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・機器代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。 ・振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可（依頼人・受取人・日付・金額の記載があること）

4	保証書	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・型式、シリアル番号、保証開始日が記載されていること
5	写真		<ul style="list-style-type: none"> ・以下の写真2点を撮影すること。印刷方法は特に指定はない。 ・外部給電器と、使用対象となる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車と一緒に写っている写真で、外部給電器の機種名と自動車のナンバープレートが読み取れるもの ・外部給電器のシリアル番号を接写したもの
6	住民票または印鑑証明書	原本またはコピー	<p>申請者が個人・個人事業主の場合に必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日時点で発行日から3か月以内のもの。 ・住民票の場合は、マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること。
7	登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)	原本またはコピー	<p>申請者が法人の場合に必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日時点で発行日から3か月以内のもの ・別の申請で提出したものが発行日から3か月以内であれば、写しの提出で可

8	法人税納税証明書または法人設立・設置届出書(控え)	原本またはコピー	<p>【申請者が法人で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合に必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税又は法人事業税の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの 事業税については所在地が都内であること。 納税証明書が提出できない場合は、法人設立・設置届出書(控えの写し)を提出すること(※都税事務所の受付印があること)
9	自動車検査証記録事項(紙の場合は自動車検査証)		<ul style="list-style-type: none"> 外部給電器の使用対象となるEV・PHEVの自動車検査証で、最新のもの 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
10	国・区市町村等の補助金の交付決定通知書		<ul style="list-style-type: none"> 国・区市町村等の補助金を併用する場合のみ必要。
11	その他公社が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて公社から求められた場合に提出

(2)申請者がリース事業者の場合の追加書類 ※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのものが必要。

No.	提出書類		備考
* P20～22 の「(1)共通」のNo.1からNo.11については、リースの場合も共通			
1	誓約書(第2号様式)(貸与先)		・ ホームページからダウンロード
2	住民票または印鑑証明書 (貸与先)	原本 または コピー	・ 貸与先が個人・個人事業主の場合に必要な ・ 注意事項は「(1)共通」の No6と同様
3	登記事項証明書(現在事項 全部証明書)(貸与先)	原本 または コピー	・ 貸与先が法人の場合に必要な ・ 注意事項は「(1)共通」の No7と同様
4	法人都民税または法人設 立・設置届出書(控え)(貸 与先)	原本 または コピー	・ 貸与先が法人の場合で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合に必要 ・ 注意事項は「(1)共通」の No8と同様
5	リース契約書	コピー	・ 申請者及び貸与先双方の印があるもの ・ リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの ※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。
6	貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)		・ ホームページからダウンロード ・ No5 の契約書で助成金額以上が差し引かれてあり、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印がある場合は省略可

(参考)関連ホームページのご案内

- 本事業のホームページ
 - ・ 外部給電器
(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

- 関連事業のホームページ
 - ・ FCV・EV・PHEV
(燃料電池自動車等の普及促進事業・電気自動車等の普及促進事業)
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

 - ・ 電動バイクの普及促進事業
https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

**東京都
電気自動車等の普及促進事業
(EV・PHEV 外部給電器)
助成金申請書類作成の手引き**

□発行・編集

令和6年12月2日
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル17階